神奈川県教育委員会と一般社団法人日本樹木医会神奈川県支部との協力連携に関する協定書

神奈川県教育委員会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本樹木医会神奈川県支部（以下「乙」という。）は、神奈川県指定天然記念物である樹木、樹叢等（以下「県指定樹木等」という。）の保護について協力、連携するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が相互に協力、連携して県指定樹木等の保護、管理に取り組むことで、県指定樹木等の適切な保護と将来にわたる継承に寄与することを目的とする。

（協力連携事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力、連携する。

⑴　県指定樹木等の調査及び診断に関すること。

⑵　県指定樹木等の保護及び管理計画の策定支援に関すること。

⑶　災害時の緊急対応に関すること。

⑷　樹木医の育成機会等の提供等に関すること。

⑸　県指定樹木等の保護のための啓発及び情報提供に関すること。

２　前項各号に掲げる協力連携事項の詳細は、別紙に定めるところによる。

（守秘義務）

第３条　甲と乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。また、この協定の終了後においても同様とする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和９年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議事項等）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その１通を所持するものとする。

令和８年11月24日

甲　横浜市中区日本大通１
神奈川県教育委員会　教育長　花田忠雄

乙　秦野市菖蒲317番地 神奈川県山林種苗協同組合内
一般社団法人日本樹木医会
神奈川県支部　支部長　持田智彦

（別　紙）

協力連携事項

⑴　県指定樹木等の調査及び診断に関すること。

甲が実施する県指定樹木等の状況把握のための調査に際し、乙は樹木医を派遣し、樹木等の健康状態の診断や周辺環境等の状況調査に協力する。

⑵　県指定樹木等の保護及び管理計画の策定支援に関すること。

上記⑴を踏まえ、県指定樹木等の所有者又は管理者が維持管理に係る計画を策定する場合、乙は技術的助言を行う。

⑶　災害時の緊急対応に関すること。

大雨、強風、地震などの自然災害により県指定樹木等が被害を受けた場合、乙は迅速な診断、処置等の対応に協力する。

⑷　樹木医の育成機会等の提供等に関すること。

甲が実施する県指定樹木等の調査を、乙の研修の場として提供し、乙は甲が開催する講習会等へ講師派遣等を行う。

⑸　県指定樹木等の保護のための啓発及び情報提供に関すること。

甲及び乙が開催するイベントやその他広報を通じて、啓発及び情報提供を行う。